

○伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則

平成18年12月 1 日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成25年規則7号・29年3号〕）

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

種類		サービスの内容
個別支援型 (公共交通機関を利用)		外出時における個別的支援が必要な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対してマンツーマンによる支援を行う。
車両移送型 (道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する事業所の車両又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号の規定による福祉有償運送の基準と同程度の基準を有している事業所の車両を利用)	個別支援	障害者等1人に対して、運転手以外にガイドヘルパーが1人付き添い安全に配慮し送迎を行う。
	グループ支援	出発地又は到着地を同一にする2人以上の障害者等に同時にサービスの提供を行う。 運転手以外にガイドヘルパー1人以上が付き添い安全に配慮し送迎を行う。 経路を定めて運行する。

（一部改正〔平成27年規則11号・30年3号〕）

(事業の対象)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる障害者等であって、単独での外出が特に困難で支援が必要と福祉事務所長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上

である者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者

- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

- 2 事業の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出とし、その内容は、別に定める伊豆の国市移動支援事業（個別支援型・車両移送型）ガイドラインによるものとする。

（一部改正〔平成25年規則7号・29年3号・30年3号〕）

（事業の実施方法等）

第4条 事業は、市長が事業を適切に実施できると認めた者に委託して実施するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により事業の委託を受けた者（以下「委託事業者」という。）について次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、福祉事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名及び所在地
(2) 委託年月日及び委託期間
(3) 提供できるサービスの具体的内容
(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める事項

（一部改正〔平成22年規則2号〕）

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護するものをいう。以下「申請者」という。）は、様式第1号による伊豆の国市移動支援事業利用申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成22年規則2号〕）

（利用の決定等）

第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の決定をしたときは様式第2号による伊豆の国市移動支援事業利用決定通知書により、当該申請を却下したときは様式第3号による伊豆の国市移動支援事業却下通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）又はその保護者は、第4条第2項の台帳に記載された委託事業者と、前項の利用決定通知書に記載された利用時間の範囲内で契約を締結し、事業を利用するものとする。

（一部改正〔平成22年規則2号・25年7号・27年11号〕）

（変更の届出）

第7条 利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、様式第4号による伊豆の国市移動支援事業利用変更届を福祉事務所長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第3条第1項に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用の申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が利用を不相当と認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第5号による伊豆の国市移動支援事業利用取消通知書により利用者等に通知するものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者等は、第6条第1項の利用の決定を受けた事業を利用したときは、当該事業に要する費用の一部を当該委託事業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者等が委託事業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、事業に要する費用として別表に定める基準額の100分の10に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、グループ支援の場合は、2人利用基準額の100分の10に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者等及び当該利用者等と同一の世帯に属する者（当該利用者が18歳以上である場合においては、その配偶者に限る。以下「利用者所属世帯」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶

助を受けている場合及び事業の利用年度（４月から６月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税である利用者所属世帯の場合は、自己負担額を零とする。

- ４ 利用者が同一の月に利用した事業に係る自己負担額の合計が、当該利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額を超えるときは、第２項の規定にかかわらず、利用者等は、当該同一の月において当該市長が定める額を超えて自己負担額を支払うことを要しない。

（一部改正〔平成22年規則10号・23年14号・25年７号・27年11号・30年３号〕）

（費用負担の特例）

第10条 災害その他の特別の事情があることにより、利用者等が事業に要する費用を負担することが困難であると福祉事務所長が認めるときは、前条第２項の規定にかかわらず、自己負担額は、福祉事務所長が定める額とする。

（一部改正〔平成22年規則10号・25年７号・30年３号〕）

（委託事業者への支払）

第11条 市長は、委託事業者から事業に要する費用の請求があったときは、別表に定める基準額から自己負担額を控除した額を委託事業者に支払うものとする。

（一部改正〔平成22年規則10号〕）

（委託事業者の責務）

第12条 委託事業者及び委託事業者であった者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 平成18年10月１日からこの規則の施行の日の前日までの間に行われた事業に係る処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年３月26日規則第４号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表乗降介助の項の規定は、平成20年4月1日以後に実施した乗降介助から適用する。

附 則 (平成21年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後に実施した移動支援について適用し、同日前に実施した移動支援については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年1月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月20日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月18日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第44号)

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第10号)

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後に申請を受け付けた移動支援について適用し、同日前に申請を受け付けた移動支援については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第5号）

(施行期日)

- この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第13号）

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第9条第2項関係）

（全部改正〔平成30年規則3号〕）

種別	区分	基準額	
		身体介護を伴う場	身体介護を伴わな

			合		い場合				
個別 支援 型（公 共交 通機 関利 用）	1回あたりの 利用時間		30分未満	2,560円			1,050円		
			30分以上1時間未満	4,050円			1,990円		
			1時間以上1時間30分未満	5,890円			2,780円		
			1時間30分以上2時間未満	6,720円			3,480円		
			2時間以上2時間30分未満	7,550円			4,180円		
			2時間30分以上3時間未満	8,390円			4,880円		
			3時間以上	9,220円に3時間以 上の部分30分を経 過するごとに830 円を加えた額			5,580円に3時間以 上の部分30分を経 過するごとに700 円を加えた額		
車両 移送 型（道 路運 送法 上の 許可 を得 た事 業所 等の 車両 を利 用）	個別 支援 の利 用時 間	1回あ たり の利 用時 間	30分未満	2,560円					
			30分以上1時間未満	4,050円					
			1時間以上1時間30分未満	5,890円					
			1時間30分以上2時間未満	6,720円					
			2時間以上2時間30分未満	7,550円					
			2時間30分以上3時間未満	8,390円					
	グループ 支援	1回あ たり の利 用時 間	利用人数	2人	3人	4人	5人	6人以 上	
			30分未満	2,048 円	1,792 円	1,536 円	1,280 円	1,152 円	
			30分以上1時間未満	3,240 円	2,835 円	2,430 円	2,025 円	1,822 円	
			1時間以上1時間30分未満	4,712 円	4,123 円	3,534 円	2,945 円	2,650 円	
			1時間30分以上2時間未満	5,378 円	4,704 円	4,032 円	3,360 円	3,024 円	
			2時間以上2時間30分未満	6,040 円	5,285 円	4,530 円	3,775 円	3,397 円	
			2時間30分以上3時間未満	6,712	5,873	5,034	4,195	3,775	

				円	円	円	円	円
--	--	--	--	---	---	---	---	---

備考 午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間における利用に係る基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する基準額に100分の125を乗じて得た額（当該乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移動支援事業利用申請書

年 月 日

伊豆の国市福祉事務所長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業を利用しようとする者	フリガナ					生年月日	年 月 日					
	氏 名					申請者との続柄						
	住 所											
世帯の状況	氏名	続柄	個人番号	氏名	続柄	個人番号						
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号								
他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分	1	2	3	4	5	6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等										
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5							
		利用中のサービスの種類と内容等										
申請する支援の種類・内容	種 類	個別支援型				☐ 身体介護有り ☐ 身体介護無し						
	内 容											

様式第2号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移動支援事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

利用決定者	フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日
	住 所			続 柄	
有効期間		費用負担	自己負担割合 /100		
			負担上限月額 円		
支援の種類・内容	種 類	個別支援型		☐ 身体介護有り ☐ 身体介護無し	
	内 容	利用上限 病院内介助 時間/月 そ の 他 時間/月			

備考

- 1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。
- 2 記載事項等に変更があったときは、伊豆の国市福祉事務所長にその旨を届け出てください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移動支援事業却下通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 国

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第6条第1項の規定により下記のとおり却下したので、通知します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所		続 柄	
却下の理由				

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移動支援事業利用変更届

年 月 日

伊豆の国市福祉事務所長 宛

住 所
届出者 氏 名
個人番号
電話番号

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	個人番号			
	住 所		続 柄	
		変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	氏 名			
	住 所			
	そ の 他			
変 更 年 月 日				

様式第5号（第8条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移動支援事業利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市福祉事務所長 氏 名 印

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第8条第1項の規定により利用の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所		続 柄	
取 消 年 月 日				
取 消 理 由				

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（全部改正〔令和 4 年規則13号〕）

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成22年規則 2 号・28年10号・令和元年 5 号〕）

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）

様式第 4 号（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（全部改正〔令和 4 年規則13号〕）

様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成28年規則10号・令和元年 5 号〕）